

00278

1 昭和38年10月25日 金曜日 県公報 取鳥

第3474号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目 次
道路位置の指定

鳥取県告示第五百五十五号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年十月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員
及び延長

米子市両三 米子市上後藤字堂ノ東二番七
六番地 六九 // 二番九
多城仲次郎 // // 二番一〇 延長四メートル
// // 二番一一、六 メートル

鳥取県告示第五百五十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年十月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

◇選管規則

米飯提供業者の登録
衆議院議員の総選挙に関する選挙運動管
理規程の臨時特例規程

告

示

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八年十月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十一条の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 道路の位置の指定場所 及び延長 道路の幅員

米子市旗ヶ崎字長者開ノ堺 七二六番ノ一

地崎子市旗ヶ崎字長者開ノ堺 七二六番ノ一

米子市旗ヶ崎字長者開ノ堺 七二六番ノ一

米子市旗ヶ崎字長者開ノ堺 七二六番ノ一

00279 (第3種郵便物) 申請人の 道路の位置の指定場所 及び延長 道路の幅員

米子市旗ヶ崎字長者開ノ堺 七二六番ノ一

鳥取県告示第五百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中國電気通信局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十三条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 縮尺二千五百分の一の電信電話地図作成

作業期間 昭和三十八年十月下旬から

昭和三十八年十一月下旬まで

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 基本測量（一等磁気測量）

作業地域 鳥取市

終了年月日 昭和三十八年九月十三日

規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次とのとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長

から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 通信地図修正測量

作業地域 米子市

次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長

から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

終了年月日 昭和三十八年九月二十四日及び昭和三十八

年七月二十七日

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

終了年月日 昭和三十八年九月二十四日及び昭和三十八

年七月二十七日

鳥取県告示五百六十二号

次の土地は、昭和三十八年十月十九日から公用を廢止した。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所 地 目 面 積

鳥取市西品治字上狭間 八三三ノ一
八三三ノ四地先 水路敷 二四坪四合六勺
八三三ノ五

鳥取県告示第五百六十三号

次の土地は、昭和三十八年十月十九日から公用を廢止した。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所 地 目 面 積

鳥取市湖山町字三島田 九九三三四ノ二
九九三三ノ一地先 道路敷 一〇坪四合三勺
九九〇九ノ一水路敷 一五坪五合二勺

鳥取県告示第五百六十五号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
より告示する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十四号
次の土地は、昭和三十八年十月十九日から公用を廢止
した。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所 地 目 面 積

鳥取市西品治字高瀬八五〇ノ一
一八五一ノ一五地先 水路敷 一三坪七合一勺
七八二九ノ二地先 八二九ノ 二道敷 二二坪七合五勺

鳥取県告示五百六十二号
衆議院議員の総選挙に関する選挙運動管理規程の臨時
特例規程をここに公布する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

選挙管理委員会規則

衆議院議員の総選挙に関する選挙運動管理規程の臨時
特例規程をここに公布する。

登録番号	登録年月日	氏名	名前又は屋号	住居	所営業所の所在地
倉振第一五八号	昭和三八年、一〇、三	藤林恒文	たつの家旅館	東伯郡三朝町大字山田一五の五	住所に同じ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十八年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

衆議院議員の総選挙に関する選挙運動
管理規程の臨時特例規程

この規則の施行の日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙については、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第十五条第二項本文、第三項、第四項及び第五項の規定にかわらず、同条第一項の番号は、候補者の立候補の届出の順位と同じ番号とする。